

三原労働基準監督署だより vol.2

働き方改革に関するセミナーを開催しました

三原労働基準監督署では、働き方改革関係法令等の周知を目的に、働き方改革推進支援センターと連携し、2022年5月23日に当署会議室におきまして「働き方改革に関するセミナー」を開催しました。



令和4年度 業務改善助成金 (通常コース)のご案内

「業務改善助成金 (通常コース)」は、生産性を向上させ、「事業場内で最も高い賃金 (事業場内最高賃金)」の向上に資する中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の対象
事業場内最高賃金を一定額以上引き上げ、設備投資 (機械設備、コンテナ購入や人材育成、教育訓練) などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賞金引上げ 設備投資等 賃金引き上げ

詳しくはHPをご覧ください! 業務改善助成金 助成

コース別	引上げ率	助成率	助成対象事業場	助成率
30万円コース	1人 2.5万円 2-3人 5.0万円 4-6人 7.5万円 7人以上 10.0万円	1人 2.5万円 2-3人 5.0万円 4-6人 7.5万円 7人以上 10.0万円	1人 2.5万円 2-3人 5.0万円 4-6人 7.5万円 7人以上 10.0万円	1人 2.5万円 2-3人 5.0万円 4-6人 7.5万円 7人以上 10.0万円
45万円コース	1人 4.5万円 2-3人 7.0万円 4-6人 10.0万円 7人以上 15.0万円	1人 4.5万円 2-3人 7.0万円 4-6人 10.0万円 7人以上 15.0万円	1人 4.5万円 2-3人 7.0万円 4-6人 10.0万円 7人以上 15.0万円	1人 4.5万円 2-3人 7.0万円 4-6人 10.0万円 7人以上 15.0万円
60万円コース	1人 6.0万円 2-3人 9.0万円 4-6人 15.0万円 7人以上 20.0万円	1人 6.0万円 2-3人 9.0万円 4-6人 15.0万円 7人以上 20.0万円	1人 6.0万円 2-3人 9.0万円 4-6人 15.0万円 7人以上 20.0万円	1人 6.0万円 2-3人 9.0万円 4-6人 15.0万円 7人以上 20.0万円
90万円コース	1人 9.0万円 2-3人 15.0万円 4-6人 27.0万円 7人以上 45.0万円	1人 9.0万円 2-3人 15.0万円 4-6人 27.0万円 7人以上 45.0万円	1人 9.0万円 2-3人 15.0万円 4-6人 27.0万円 7人以上 45.0万円	1人 9.0万円 2-3人 15.0万円 4-6人 27.0万円 7人以上 45.0万円

※(1) 1人以上の労働者で、そのうち2人以上がパート・アルバイトで構成する事業場のみとなります。
※(2) 助成対象となる事業場は、2021年4月1日現在の労働者数に基づき、事業場内最高賃金の20%以上を超過する事業場です。(100万円以上)
※(3) 2人以上の労働者で、そのうち2人以上がパート・アルバイトで構成する事業場は、労働者1人あたり100万円以上を超過する事業場です。
※(4) 助成対象となる事業場は、2021年4月1日現在の労働者数に基づき、事業場内最高賃金の20%以上を超過する事業場です。(100万円以上)
※(5) 助成対象となる事業場は、2021年4月1日現在の労働者数に基づき、事業場内最高賃金の20%以上を超過する事業場です。(100万円以上)

セミナーには、5社5名の方にご参加いただきました。



当署の担当官からは、「労働基準法のポイント」「時間外労働上限規制」「年次有給休暇の取得」等について説明しました。

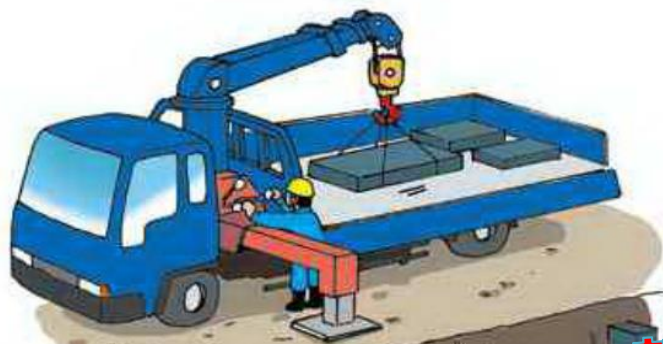
働き方改革推進支援センターのアドバイザーからは同一労働同一賃金に関するポイント等を実際の裁判例などを交え説明しました。また、業務改善助成金の紹介もいたしました。

支援班からのお知らせ

三原労働基準監督署では、働き方改革に伴う改正労基法等の周知及び支援を行っております。個別に訪問することも可能ですので、お気軽にご連絡ください。

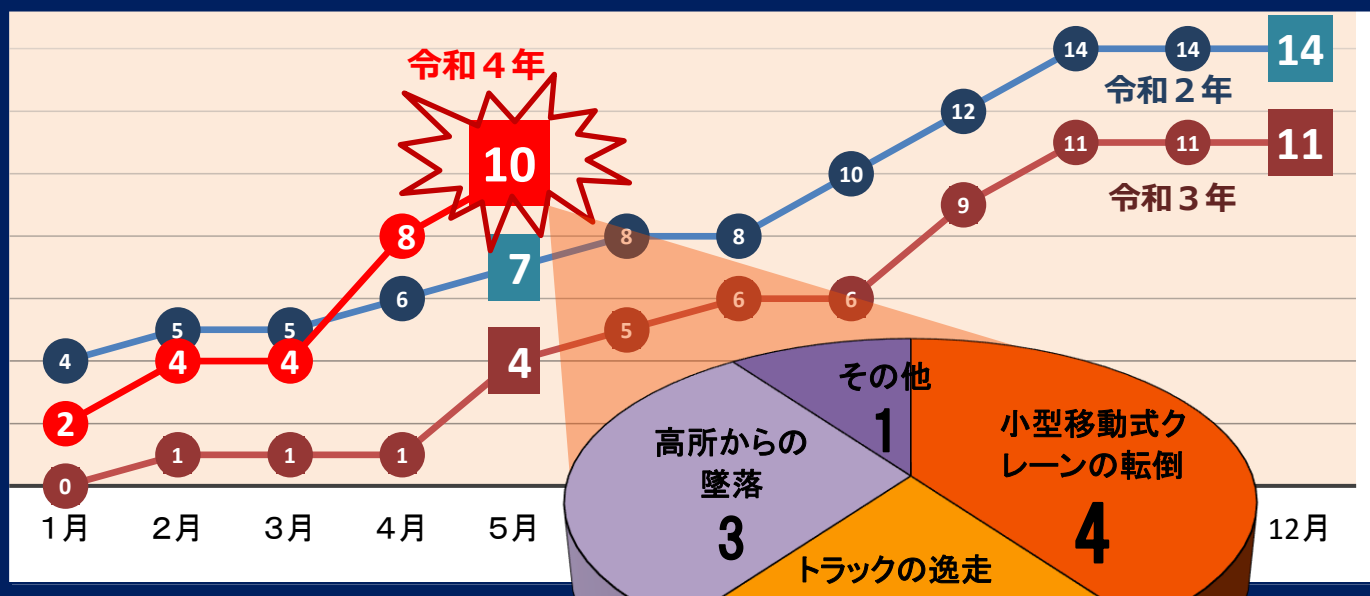
三原労働基準監督署 支援班 ☎0848-63-3939

広島県内で死亡災害が多発しています！



小型移動式クレーン転倒災害 & 墜落災害 & 車両の逸走事故が続発！！

令和2年から令和4年5月25日までの死亡者数の推移



令和4年死亡災害例

災害発生状況	
クレーン転倒	2.6トン積載型トラッククレーンを使用して、荷台から荷物を吊り降ろそうとした際に車両が転倒し、作業員2人が転倒した車両とともに約16メートル下に墜落した。
高所墜落	工場屋根の修理に伴う掃除作業を行っていた協力会社の労働者が、樹脂製の波板とスレートの重ね合わせた境界部分を踏み抜き、約7メートル下に墜落した。
トラック逸走	3トンドンプトラックを傾斜のある路面に駐車していたところ、無人の車両が前方に逸走し始め、停止させるため運転席に乗り込もうとした運転者が、運転席ドアと建物の壁に挟まれた。

移動式クレーン転倒等災害防止対策の徹底

- ①移動式クレーンを用いて作業を行うときは、あらかじめ、作業場所、つり荷、移動式クレーン能力等を十分に考慮した作業計画を定め、当該作業計画により作業を行うこと。
 - ②移動式クレーンと作業者の接触防止を図るため、クレーン旋回範囲内への立入禁止措置を徹底すること。
 - ③移動式クレーンの運転、玉掛け作業について、免許証や技能講習修了証等の資格を必ず確認すること。
 - ④原則、過負荷防止装置を備える小型移動式クレーンを使用すること。
- ※ H31.3.1以降に製造された3トン未満の小型移動式クレーンには、荷重計以外の「過負荷防止装置」の設置が義務付けられています。



油圧式荷重計

従来の「荷重計」では、過負荷を防止することは困難です。

高所からの墜落・転落災害防止対策の徹底

- ①作業床の端や開口部等危険箇所に、手すり等の墜落防止措置の設置を徹底するほか、これら措置が困難な場合は、必ず必要な性能を有する墜落制止用器具を使用させること。
- ②スレート等で葺かれた屋根上で点検や修理等の作業を行うときは、幅30cm以上の歩み板を設け、防網を張る等の措置を講じること。
- ③はしごや脚立を使用する場合は「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう」による作業前点検を確実に実施すること。

リーフレットはこちらのQRコードから >>>



車両の逸走による災害防止対策の徹底

- ①トラック等の運転席から離れる場合は、エンジンを止め、サイドブレーキを確実にかけるよう習慣化させること。
- ②原則、傾斜地への駐車は避けること。やむを得ず駐車する場合には、必ず、上記の措置に加え、車輪止めをするなど逸走防止措置の徹底を図ること。

※ 自然発車(逸走)した車両は人の力では制止できませんが、人はとっさに車両を止める行動をとることがあります。まずは、確実な逸走防止措置を行うよう関係者に周知徹底を図ること。



令和 4 年度全国安全週間のスローガン

～ 安全は 急がず焦らず怠らず ～

広島労働局 労働基準部長から一言

令和 4 年に発生している死亡災害の多くは、本来行うべき基本的なルールが守られず、重篤な災害に至ったものです。

経済活動が活発化する中で、今後、二度と同じ災害が繰り返されることがないように労働災害防止のための基本ルールを徹底し、それらを遵守・実行するための時間的・人力的に余裕を持った業務体制での作業をお願いします。

死亡労働災害の防止について
要請文書の全文はこちらから >>>

※イラストは厚生労働省 職場の安全サイトから転用したイメージです。

広島労働局 トピックス

検索